

**扶養認定のための主な添付書類**

- …申請時に必ず提出が必要なもの(該当するもののみ)
- △ …用意でき次第、速やかに提出が必要なもの(該当するもののみ)  
※後日提出の場合、その旨コメントを付けて申請のこと

※「扶養認定日(サンリオ健保の健康保険が使えるようになる日)」は、健保での審査完了日です。速やかに届け出を行ってください。  
※提出書類だけで確認できない場合には、別途追加書類の提出を求めることがあります。

(75歳以上の方は後期高齢者医療の被保険者となりますので、扶養に入ることはできません)

添付書類	雇用保険 失業給付に関する確認								収入に関する確認					学生の場合	別居の場合	身分確認のための公的書類	
	加入していた								就業していないが収入がある場合(自営含む)								
	健康保険の資格に関する確認	失業給付受給しない	受給する【待機期間・給付制限期間・受給中も申請する】※基本手当が9,612円未満(※3)の方	受給する【待機期間・給付制限期間のみ申請する】※基本手当が9,612円以上(※3)の方	受給期間延長	受給終了	就業により収入がある場合	各種年金収入 ※公的年金の他、企業年金や生命保険等の個人年金等も含む	事業収入等(不動産・利子・配当等)	給付金等(傷病手当金・出産手当金・育児休業給付金等)	就業しておらず収入もない場合	子の扶養申請で配偶者を扶養していない場合					
被保険者からみた続柄	① 扶養申請申立書(※1)	② 資格喪失証明書	③ 失業給付無申請届	④ 雇用保険受給資格通知の表裏面コピー	⑤ 雇用保険受給資格通知の表裏面コピー	⑥ 受給期間延長通知書	⑦ 受給終了時分の雇用保険受給資格通知の表裏面コピー	⑧ 直近連続3か月の給与明細コピーまたは雇用契約書のコピー	⑨ 「年金改定通知書」または「年金振込通知書」(いずれも最新のもの)等	⑩ 直近の確定申告書コピー(収支内訳書または損益計算書も含む)	⑪ 支給決定通知書または育児休業給付金支給決定通知書	⑫ 非課税証明書(※4)	⑬ 配偶者の収入が分かる証明書類等	⑭ 学生証のコピー	⑮ 仕送り等の状況が分かるもの 振込通知書等	⑯ 世帯全員分の住民票の写し(続柄記載のもの) 注)「個人番号」の記載の無いもの	
証明の発行機関	健保指定書式	医療保険者等	健保指定書式	公共職業安定所	公共職業安定所	公共職業安定所	公共職業安定所	事業主	日本年金機構・企業年金連合会・生命保険会社等	税務署	医療保険者または公共職業安定所	市区町村または健保指定書式	事業主または市区町村	学校法人等	金融機関	市区町村	
配偶者	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
子	出生時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○(※5)	○	-	-	-
	中学生まで	○(※2)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	基本は確認書類は不要。ただし状況により、確認書類の提出を求められることあり
	高校生以上	○(※2)	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
父母	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
祖父母	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配偶者の父母	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配偶者の祖父母	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
弟妹	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兄姉	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
注意事項	健康保険の資格喪失にともなって扶養申請する場合は提出してください。 ※国民健康保険等、サンリオ健保の認定がおりてから、資格喪失手続きをする場合は、不要です。その旨記載してください。		発行に時間がかかる場合は、先に離職票1および2のコピーを提出してください。(△)		発行に時間がかかる場合は、先に離職票1および2のコピーを提出してください。(△) 受給開始後は速やかに資格喪失手続きをしてください。		発行に時間がかかる場合は、先に離職票1および2のコピーを提出してください。(△)		収入の減少等により、扶養申請する場合は、収入が扶養範囲内に収まることがわかるような書類を添付してください。		収入の減少等により、扶養申請する場合は、収入が扶養範囲内に収まることがわかるような書類を添付してください。		収入の減少等により、扶養申請する場合は、収入が扶養範囲内に収まることがわかるような書類を添付してください。		収入の増減等により、子の扶養を夫婦間で変更する場合は、収入の増減がわかるような書類を添付してください。		

※1 ①60歳到達時とそれ以降の同日得喪の手続きの場合は、不要です。(生計の維持関係、扶養者の収入・状況に変化がないことを確認のうえ、「被扶養者異動届」の「事由」欄に「扶養の状況に変更ありません」と記載してください)  
 ※2 18歳未満の子の扶養で、①入社時に配偶者も同時に扶養する場合②サンリオ健保内の扶養変更の場合は、不要です。  
 ※3 60歳以上の方または障害年金を受給している方は、5,000円未満(以上)  
 ※4 退職等により、年の途中から収入がなくなった場合で「非課税証明書」では、その年の収入がないことが証明できない時は、退職日の記載された源泉徴収票を提出してください。  
 ※5 配偶者が育児休業等により、一定期間収入がない場合は、添付書類は不要です。(「被扶養者異動届」の「事由」欄に「育児休業期間(予定)と休業中は収入はありません」と記載してください)